

令和3年第4回定例会

一宮町議会会議録

令和3年12月10開会

令和3年12月10閉会

一宮町議会

令和3年第4回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（12月10日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
一般質問	9
大橋照雄君	10
藤乗一由君	24
小関義明君	37
川城茂樹君	39
袴田忍君	41
認定第1号～認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	44
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
閉会の宣告	61
署名議員	63

第 4 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

12 月 10 日 （ 金 ）

令和3年第4回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和3年12月10日招集の第4回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川城茂樹	2番	内山邦俊
3番	小関義明	4番	大橋照雄
5番	鵜沢清永	6番	小安博之
7番	袴田忍	8番	鵜野澤一夫
9番	吉野繁徳	10番	志田延子
11番	森佐衛	12番	藤乗一由
13番	鵜沢一男		

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
会計課長	小柳薫	教育長	藍野和郎
総務課長	秦和範	秘書広報課長	渡邊浩二
企画課長	渡邊高明	税務課長	目良正巳
住民課長	鎗田浩司	福祉健康課長	森常麿
オリンピック 推進課長兼 都市環境課長	高田亮	産業観光課長	田中一郎
子育て支援 課長	御園明裕	教育課長	峰島勝彦

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	関谷智香子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告

日程第五	一般質問	
日程第六	認定第 1号	令和2年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第七	認定第 2号	令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第八	認定第 3号	令和2年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第九	認定第 4号	令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十	認定第 5号	令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十一	議案第 1号	一宮町プロポーザル選定委員会条例の制定について
日程第十二	議案第 2号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十三	議案第 3号	一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十四	議案第 4号	令和3年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定について
日程第十五	同意案第1号	一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（鶴沢一男君） 皆さんおはようございます。

年末の大変お忙しい中、早朝よりお集まりいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

日増しに寒さが厳しくなってきましたので、体調管理に十分注意していただきたいと思いをします。

ただいまから令和3年第4回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鶴沢一男君） ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鶴沢一男君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、11番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、閉会中の継続審査でありました決算認定の報告のほか、条例の制定1件、条例の一部改正2件、補正予算1件、その他、人事案件が1件であります。

また、一般質問は5名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日の1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまです。

◎議事日程の報告

○議長（鶴沢一男君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鶴沢一男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名をいたします。

2番、内山邦俊君、3番、小関義明君、以上、兩名にお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和3年第4回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方

におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会では、条例の制定案や補正予算案など合計10件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、町政運営の概況をご報告申し上げます。

初めに、企画課所管の業務についてでございます。

まず、釣ヶ崎海岸施設整備事業ですが、現在町では、トイレとシャワー等の複合施設の水道電気本設工事を行っております。また、千葉県では、同時進行で芝生広場と駐車場の舗装工事を行っていて、令和4年4月に県立自然公園として供用開始を目指しております。

次に、第2期総合戦略策定業務ですが、11月24日に第2回一宮町まち・ひと・しごと創生有識者会議を開催し、有識者の方から貴重な意見を頂戴いたしました。今後のスケジュールとしましては、1月に有識者会議を開催し、2月にパブリックコメントを行い、3月議会時に議員の皆様にご報告をさせていただきます。

続きまして、オリンピック推進課所管の業務についてでございます。

東京2020オリンピック競技大会サーフィン競技の開催、そして会場整備や撤去作業に伴い、釣ヶ崎海岸広場等の利用が規制されておりましたが、11月1日から通常どおりに広場等を利用することができるようになりました。長い間ご不便をおかけいたしましたこととおわび申し上げますとともに、住民の皆様のご協力、ご理解に対しまして、心から御礼申し上げます。

次に、釣ヶ崎海岸広場に設置予定の記念モニュメントにつきましては、現在、住民の皆様や町にゆかりのある方々からのアイデアを募集しております。町の新たなシンボルとして後世に残るモニュメントを設置したいと考えております。応募期限はこの15日までですが、たくさんすばらしいアイデアをお待ちいたしております。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策の関係です。

12月1日現在、12歳以上の方に対する新型コロナワクチンの接種状況は、対象者の84%に当たる9,426人の皆様は2回の接種を終えられました。このうち3,092人の皆様は、町独自の集団接種をご利用いただき、事故なく全ての接種を終えることができました。これはひとえに、集団接種にご従事いただいた医師や看護師の皆様、また、スムーズな接種にご協力をいただいた町民の皆様のご尽力のたまものであります。皆様のご協力に感謝を申し上げます。

現在は、3回目の追加接種を希望される18歳以上の皆様への接種に関する準備を進めており、今後、国から示される接種間隔等の方針に基づき、接種券等の必要書類を個別に送付してまいります。また、5歳以上11歳以下を対象とした小児への接種は、早ければ来年2月頃

に国内での接種が承認され、接種できるようになる可能性があります。医師会や管内市町村と協議を積み上げ、安全かつ円滑に接種が進むよう、万全な体制を構築してまいります。

次に、町の新型コロナウイルス感染状況は、9月11日に113例目の感染者が発表されてから、これまでの間、新たな感染者の方の発表はなく、落ち着いた状況が続いています。しかしながら、感染拡大が深刻化する海外の現状や、新たな変異株オミクロン株の国内への流入などを踏まえると、気を緩めることなく感染防止対策に取り組むことが必要不可欠です。町民の皆様には、引き続きマスクの着用や、手指の消毒、3密の回避など、基本的な感染防止対策を徹底くださるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康事業の関係であります。

各種検診等の事業につきましては、感染防止対策を徹底した上で行ってまいります。しかしながら、7月のコロナワクチン集団接種と日程が重なったため延期し調整を続けていた子宮がんの集団検診は、受託事業者との日程調整がつかず、今年度はやむなく中止することといたしました。なお、医療機関で行う個別検診は引き続き実施しておりますので、子宮がん検診の対象となる皆様は、個別検診の受診をご検討くださるようお願いを申し上げます。

今後も感染状況や社会情勢を見極めながら、町民の皆様の健康増進事業に努めてまいります。

次に、介護保険事業の関係であります。

緊急事態宣言の発出に伴い8月2日以降の開催を中止していた介護予防教室全般は、宣言の解除に伴い、10月1日以降順次、感染防止対策を徹底した上で再開しております。引き続き、より多くの皆様にご参加いただけるよう呼びかけに力を入れてまいります。

続きまして、子育て支援課所管の業務についてであります。

6月議会において予算計上いたしました新型コロナウイルス感染症に係る子育て世帯生活支援特別給付金支給事業につきましては、11月30日現在、53世帯97名の方に、児童1人当たり5万円を支給し、申請不要な積極支給の方の給付率は100%であります。なお、申請支給の家計急変の方につきましては、引き続き期限である来年2月28日まで支給事務を行ってまいります。

また、今回、国において令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一環として、子育て世帯への臨時特別給付先行給付金が実施されることになりました。対象の方は、令和3年9月分の児童手当支給対象の児童、9月30日時点で高校生の方、令和4年3月31日までに生まれた児童手当支給対象の児童の方です。支給額は、児童

1人当たり5万円で、原則申請不要なプッシュ型による支給を行いますが、一部の対象者については申請が必要です。対象の方には順次郵送によりお知らせをし、支給についても早急に手続を進めてまいります。なお、事業実施に伴う補正予算を今議会に計上しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、保育所関係ですが、町内保育所、認定こども園の令和4年度入所・入園申込み受付が11月18日で終了いたしました。この申込み状況について、在園児数を含めご報告をいたします。町内4か所の保育部全体の定員が380人のところ、369人の申込みがありました。しかし、入所希望施設及び年齢別のクラスによっては定員を超過しているため、この後、入所調整を行い、1月下旬に申込者に結果を通知する予定であります。

続きまして、産業観光課所管の業務についてであります。

まず、農業関係ですが、毎年11月上旬に行っている一宮町農林商工祭につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止をいたしました。

次に、ため池関係ですが、7月の豪雨により、のり面の一部崩落があった弁天池の復旧工事は10月末に完了しました。今後も土地改良区と連携を取りながら、点検及び保全管理につきまして、万全な管理体制の維持に努めてまいります。

次に、長生地域の農業を総合的に支援する長生農業独立支援センターについてですが、12月12日に農業見学体験バスツアーを開催予定であります。参加者には、一宮町の梨農家のほか、長生村、白子町の各農家の圃場見学及び農作物の収穫体験や、出荷施設の見学が計画されています。今後も長生地域に就農意欲のある農業経営者が定着するよう、長生農業独立支援センターと協力してまいります。

続きまして、商工関係です。

地域経済の回復を目的として実施した一宮地域応援券事業、町内外の皆様に短期間で約4,000万円のご利用をいただき、地域経済に大きな貢献をいたしました。

次に観光関係ですが、10月31日、第8回九十九里トライアスロン大会が実施されました。前回に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、無観客で九十九里有料道路内を会場としてレースを行いました。感染症対策について万全を期して臨んだ結果、レース後に参加者からの感染報告はありませんでした。

また、今回は緊急事態宣言等のため開催日を延期したことにより、選手のキャンセルが相次ぎましたが、1,511名の参加をいただきました。そして、昨年同様、参加者に対し、町内加盟店で利用できる1,000円クーポン券を配布したところ473件の利用があり、改めてこの大

会がもたらす経済効果を実感いたしました。コロナ禍での大会でしたが、全国各地で大会が中止されていることもあり、参加者からは、本地域に対して多くの感謝の声をいただきました。今後も町民及び全国の参加者に愛される大会になるよう、大会実行委員会の一員として努めてまいります。

次に、海岸駐車場の運営事業ですが、4月24日から10月31日までを有料期間として事業を行いました。今年は、国の緊急事態宣言及び町内での感染拡大により8月及び9月を一時的に閉鎖したため、99日間実施いたしました。利用状況は、1日当たりの平均利用台数322台と昨年並みの利用でした。今後も駐車場の整備を進め、利便性向上に努めてまいります。

続きまして、都市環境課所管の業務についてであります。

まず、建設関係ですが、今年度予定している新設改良工事、道路維持工事につきましては、93%の発注が完了しております。また、交付金事業で進めています町道1-7号線、天道跨線橋通りの道路改良事業、用地買収に向けた交渉を現在進めており、年度内の用地買収完了に向けて努めてまいります。

次に、環境関係ですが、上半期の町による不法投棄物の回収状況についてご報告申し上げます。

主なものとしては、テレビ2台、タイヤ3本、プラスチック2立方メートル等であり、昨年度同時期と比べますと、不法投棄物処理費が約70%程度増加いたしました。今後も不法投棄監視員や関係機関と連携を図り、不法投棄防止のために、監視のパトロールをさらに強化してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、有害鳥獣の問題ですが、4月から、イノシシ4頭、キョン2頭、アライグマ37頭、ハクビシン3頭、タヌキ10頭を捕獲しています。今後も有害鳥獣から農作物を守るため、頻繁に出没する場所へ箱わなを設置し、捕獲に努めてまいります。

次に、都市整備関係ですが、千葉県下水道公社との協定に基づき昨年度からの2か年計画で進めている中央ポンプ場大規模改修事業につきまして、10月までにしき搬出機等の撤去が終わり、11月から除じん機、電気設備の据付工事に着手しております。引き続き、来年3月の工事完了に向けて安全な施工を心がけてまいります。

続いて、教育課所管業務についてでございます。

まず、学校教育関係についてです。10月22日に中学校でやまゆり祭が開催されました。今年度は、コロナ禍で合唱ができないため、代替として、モザイクアートやボディパーカッション、ダンス発表など、生徒自身が考案した取組を披露しました。例年どおりの形ではあり

ませんでした。生徒それぞれが協力し合い、一つのものをつくり上げることの大切さを実感できる催しになりました。

続きまして、小学校の修学旅行についてでございます。コロナが落ち着きを見せた11月初旬に、一宮小学校が県南方面へ、中旬に東浪見小学校が河口湖方面へと、予定どおりの行程で終えることができました。

次に、小中学校トイレ改修工事についてであります。トイレの洋式化をはじめ、床の乾式化、自動水栓設置などを行うものですが、来年3月の事業完了を目指し、11月から工事を開始いたしました。

続いて、社会教育関係について申し上げます。

秋の恒例行事、文化祭につきましては、新型コロナウイルス感染防止等、安全面を考慮し、中止といたしました。

また、開催できなかった今年1月の成人式の対象者につきましては、11月14日に公民館で記念撮影を行いました。今年度の成人式につきましては、令和4年1月9日にGSSセンターで開催する準備を進めております。

続きまして、町のバス・いちのみや号につきましては、11月16日に新たなマイクロバスが納車され、12月から利用を開始いたしました。現在は、感染症対策として、定員28人のところ22人を上限に運行しております。

次に、文化財関係ですが、新たな一宮町史の刊行を目的に、今年度、町史編さん準備委員会を2回開催し、編さん方針や計画について協議を進めております。今後は、準備委員会から町へ提言書が提出され、この提言を基に、次年度からは新しい町史の編さん作業に着手していくことになる予定であります。

終わりに、この定例会に認定5件、条例制定案1件、条例改正案2件、補正予算案1件、同意案1件を提案いたしましたので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますようお願いいたします。また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承を願います。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（鵜沢一男君） それでは、通告順に従い、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） それでは、これから始めたいと思います。

コロナ禍の中で、ほかにも質問したいことがたくさんあったんですが、今回は、町の将来を考えて、株式会社一宮リアライズの株式無償譲渡についての質問を1問だけ絞ってやりたいと思います。

なお、これは町民の皆様説明を兼ねておりますので、ちょっと長くなるかもしれませんが、よろしく願います。

令和3年第1回定例議会において、株式会社一宮リアライズの株式無償譲渡は、株主である町民に詳細な説明がなされないまま採決となり、可決となりました。

無償譲渡理由として、4期連続の赤字、そして、完全民営化の上、新規事業を展開しなければ、会社の存続とSUZUMINEの運営持続は困難であるとしていました。

また、議決が否決になった場合、同社が事業を断念し、SUZUMINEの管理運営から手を引くことが懸念され、そして、国から交付金の返還等が求められ新たな財政負担が町に発生するとのことでした。

株式会社一宮リアライズは、町民の税金を投入してつくられた官民協働の第三セクターのまちづくり会社です。この案件を総務省の「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針（平成21年6月23日通知）」に照合してみました。これは要約ですが、まず処理策の検討の手順が示されております。処理策とは存続または廃止のことですね。「存廃を含めた検討は、その設置を要請した経営検討委員会において行うとともに、必要に応じて外部監査を活用することが適当である」としてあります。それからまた、情報開示の徹底による責任の明確化について示されております。「地方公共団体の長は、議会・住民に対し、抜本的処理策の検討に当たり、以下に掲げる事項について明らかにする必要がある」としてあります。簡単に申しますと、町長は、議会・住民に対し説明責任があるということです。そして、以下の件を町民に説明していますかということになります。その内容とは、まず現状に至った経緯と、これまで実施した対策の内容とその効果。経営の責任、経営悪化の原因について明らかにする。

不法行為、責任等に係る損害賠償請求等の是非も、検討の上、その旨を明らかにする必要がある。また、会計処理、決算報告等が適正であったかどうかについても、留意の必要がある。それからまた、事業の整理が最善なのかという、その理由についてですが、今回の理由で、4期連続赤字、SUZUMINEの運営継続は困難であるとしていますが、そもそも官民協働のまちづくりという中で立ち上げた会社です。SUZUMINEをつくって数年が経過し、安定した状態から民間に移譲するのは健全な方法かもしれませんが、しかし、4期連続赤字でどうしようもないから、完全民営化して新規事業を展開するために無償譲渡する、それが最善の選択なんでしょうか。それは町が責任を放棄するということになりませんか。そんなことを町民は納得しません。

そして、議会の関与についても示されています。「第三セクター等の様々な局面では、前記に掲げた情報開示の徹底による責任の明確化等について、議会において十分な議論がなされ、その処理が適切なものであるかどうかについての確認がなされる必要がある」。ここでは、議会において十分な議論、確認をするようにとしています。私は、議論、確認は、十分にされていないと断言しております。その理由の一つですが、情報開示請求を私は出しました。文書があるにもかかわらず、文書不存在で情報開示がされないということが私は経験しております。

それから、経営責任の明確化と運営体制について述べられております。「第三セクター等の経営は、経営者の職務権限や責任を明確にしておくべきである。あわせて経営者はその責任の懈怠により」、懈怠とは怠るという意味ですね、「により、将来的に経営が困難な状況に陥り、当該法人の事業の売却、生産または再生を行うことになった場合等にあっては、民事上の責任追及や刑事上の責任追求が問われることもあることについて十分認識しておくべきである」と注意喚起しています。

今、述べた「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」は、議会・町民に情報開示の徹底による責任の明確を義務づけております。必要に応じて外部監査の活用、そして、刑事上の責任が問われることも記載されています。

以上が第三セクター等の抜本的改革等に関する指針の説明と、株式会社一宮リアライズとの照合の結果です。

ここで、今、町民の皆様の中で、インターネット配信を見ている方も多くいると思いますので、モニタリングハウス、サーフィンセンター、SUZUMINEに関して、時系列で整理しましたのでご報告いたします。

まず、平成28年5月25日、株式会社一宮リアライズの会社が設立されました。このとき、町長は監査役に就任していました。外部の方から、これは違法じゃないですかという指摘を受け、後で総務課長と交代したと聞いております。

平成29年3月31日、第1期目の決算報告がされました。このとき、利益が796万6,933円の赤字でした。初年度から800万近くの赤字です。事業を行う場合は、実行予算資料などを作成し、計画的に会社を管理運営するものです。会社運営の認識が欠落した無責任な状態で会社運営が進められたとしかこれは考えられません。

平成29年3月31日、地方創生加速化交付金を受けました。その後で、建物の完了報告を国に提出しております。31日に提出しています。平成29年7月8日、SUZUMINEのお披露目を開催。このとき、出店、入店者がおりませんでした。空き店舗を改修して、再度空き店舗ができました。平成29年11月21日、一宮町有識者会議において、リアライズの中心メンバー3名と、小柴氏がフェードアウトとの委員の発言がありました。フェードアウトとは職場放棄を意味すると思います。

平成30年3月14日、平成30年第1回定例会において、臨時職員の給与550万円が予算化され、これが議決しました。これは小柴氏の給与の分であります。

平成30年3月28日、民間が設立時の5分の1の株価で150株を増資しました。このとき資本金が75万円、資本準備金が75万円。この資本準備金というものは、後で取崩しをして使用可能なお金です。そして、町はこの時点で議決権を失いました。

平成30年3月30日、リアライズのメンバーが撤退したということが表面化されました。

平成30年3月31日、第2期決算報告が出ました。289万4,883円の赤字でした。このときの赤字の理由が、テナントが入らないためとの説明がございました。

平成30年6月15日、平成30年第2回定例会において、臨時職員550万円の給与分の予算の減額が提示され、これが可決されました。これは先ほど予算計上された方の給与分でございます。既に29年11月29日の有識者会議で、小柴氏はフェードアウトとの発言があるにもかかわらず、3月議会で予算計上をすべきではなかったんじゃないかということが判明しました。

平成30年6月29日、新聞記事が出ました。一宮町サーフタウン断念と出ました。

平成30年12月9日、行政報告会において、担当課長がモニタリングハウス等の事業の休止を再度明言しました。同じくその9日の日に、馬淵町長のホームページ、町長日記では、「リアライズ経営は順調、安心してください」。この赤字会社に対する発言は、後に虚偽発言であることが判明しております。

平成31年3月14日、平成31年第1回定例会において担当課長は、リアライズの民間増資に関して、2期連続赤字、30年度中に財政面で会社運営に大きな支障を来すおそれが生じたと言言。

平成31年3月31日、第3期決算報告が出されました。ここでもまた赤字で37万413円の赤字でした。

そして、令和2年3月31日に、第4期の決算報告がされ、ここもまた43万452円の赤字となりました。

令和3年3月15日、一宮町議会において株式の無償譲渡が可決されました。

令和3年3月15日、このとき馬淵町長は議会にて、無償譲渡等により、モニタリングハウス事業、サーフィンセンター事業を節目とすると発言しております。この2つの事業から完全撤退を表明した結果となります。この事業につき込んだ交付金は、町のために生かされることなく消滅しました。

令和3年4月9日、株式会社一宮リアライズの取締役会で、株式無償譲渡が可決されました。

そして、3年4月30日、ここで覚書が交わされ、完全民営化されました。

今が大体抜粋なんですが、参考までに、時系列でSUZUMINEの無償譲渡に至るまでの流れを説明しました。SUZUMINEは4月30日に一般の商店になりました。今後、SUZUMINEから得られる利益は町に還元されないことになりました。

この中で一番の問題点を申し申し上げますと、馬淵町長は一宮リアライズの中心メンバー3名と臨時職員が撤退した1年後に開催された行政報告会、平成30年12月9日において、複数の町民からリアライズの質問を多数受けています。その日の町長日記では、町民の質問に答える形で、一宮リアライズの経営状況について、問題なく推移しています。何ら問題がありませんので、今後、次第にご安心いただけるものと考えていますと発信しています。しかし、それから3か月後、平成31年第1回定例会3月議会において、当時の企画課長が株式会社一宮リアライズは2期連続赤字、来期も厳しいとの発言とともに、株式が民間増資により、町の株式保有率が34%から18.7%まで下がり、町が会社に対して有していた議決権を失うとの発言がありました。モニタリングハウス事業、サーフィンセンター事業の休止どころか、会社が休眠状態であることが発覚しました。

3月議会の内容は、12月の行政報告の頃から準備します。作成をしますので、町長日記の「問題なく推移しています」との発信は、議会内容の作成時期と重なりまして、これは矛盾

しています。町長として虚偽の発信をしたことに、町民としては、信頼関係が大きく毀損されました。行政に対する不信感を招いた責任は非常に重大です。

そして、今年の第1回定例会では、町民に何ら説明もなく唐突に、4期連続赤字を理由に、町民の税金を投入した会社の株式を無償譲渡するとなりました。町民の間では薄々感じていた人も多々ありましたが、4年間もの長い間、町民をなぜだまし続けたのか。住民の多くは怒りよりあきれられる人が多く、今後の行政に対し不信感を抱くとともに、不安感を訴える人も多くいます。

まず、質問に入る前に、地方創生加速化交付金7,600万円の一宮版サーフォノミクスは、町民の皆様にはほとんど広報されておらず、町民は知りませんので、大変重要な問題ですので、ここで説明させていただきます。

この事業は、都心部から地方へ人の流れ、少子高齢化に伴う人口減少の抑制を図ることを目的としています。目的が人口の流入でございますね。一宮町では、サーフィンの町として、モニタリングハウス（お試し住宅）を造り、そしてサーフィンセンターをつくることにより若者を海岸部に呼び込み、移住してもらい、その人たちの流れを最終的には、玉前神社を中心とした旧市街地に呼び込むという計画でした。しかし、官民協働のまちづくり会社を設立したまではよかったのですが、モニタリングハウス、サーフィンセンター事業、通称一宮版サーフォノミクスは、7,600万円の全額近くを使い切り、設立して1年半近くで中心メンバー3名と、臨時職員がフェードアウトし頓挫しました。

今年の3月議会では、馬淵町長は、モニタリングハウス事業、サーフィンセンター事業は一つの節目とすると発言し、両事業から完全撤退を表明する事態となりました。

それでは、質問にここから入ります。

まず1つ目の質問、さきの3月議会の4期連続赤字でどうしようもないSUZUMINEを、町長は成功例と発言されています。そして一宮版サーフォノミクスは、町長が3月議会で認めたように、主となる2つの事業が頓挫しました。それでも、一宮版サーフォノミクスは成功と言えますか。何をもって成功と言っているのかお答えください。

質問は全部続けます。

2つ目、民間譲渡前のSUZUMINEのテナントは又貸しできるのでしょうか。ラーメン屋は、完全民営化される前から、夜の部として、夕方から夜12時まで居酒屋に又貸ししていました。ラーメン屋が昼営業をしない日は、居酒屋がランチを作り営業することも報告されています。これは違法と思われれます。お答えください。

3番目、地方創生加速化交付金7,600万円の実績報告書、工事の完了報告は、改ざんして国に虚偽の報告をした疑いを持たれています。実績報告書は、国に提出した日付が2017年の3月31日でした。3月31日は、この写真にあるように、まだ工事が終わっていないような状況なんですね。かなり前段階でこの写真が撮られています。これをいつの写真か問合せしましたところ、これは前の日だそうです。30日の日の写真だそうです。当然、内装、看板、ウッドデッキも完成されていません。そして、私も複数の町民からSUZUMINEは3月31日時点で完成していないとの証言を得ています。

そして、4月30日付の町長日記では、馬淵町長自ら、SUZUMINEは現在建設中と記載しております。町長は、工事が完了していないことを認識していることが分かります。そしてさらに、6月22日付の東京R不動産、リアライズの社長、馬場正尊氏のホームページで、古民家をリノベーションしたシェアオフィスが近日中に完成すると記載されております。全てのこういう内容からいって、完成していないことを証明する間接証拠となりますので、完成していないということになりますが、なぜこの実績報告書の改ざんを疑われるような行為をして、県、国に完了として報告書を提出したのかお答えください。

4つ目、SUZUMINEをつくるに当たり、中心市街地調査計画書策定業務と称して、988万2,000円、約1,000万円近くの設計費用が馬場氏側に支払われています。調査の名目としてはあまりにも大きな金額です。なぜ空き店舗を改修するのに、中心市街地調査計画書と称して1,000万円近くもの支払いを認めたのか。これは一般にいう設計費ですね。この2,000万円ぐらいの建物に対して設計費が1,000万円。これはちょっと、どんな事例を見てもこんな金額は例を見ません。非常にびっくりした金額です。一般的に考えて、空き店舗改修調査費用に1,000万円を払いますか。そんなことがまかり通りますか。町民が許す範囲をはるかに超えています。町長が決裁したことです。町長、お答えください。

質問5番目、第三セクター株式会社一宮リアライズの株式無償譲渡の理由の中で、4期連続の赤字、そして完全民営化の上、新規事業を展開しなければ、会社の存続とSUZUMINEの運営継続は困難であるとしています。また、議決が否決になった場合、同社が事業を断念するとともに、SUZUMINEの管理運営から手を引くことが懸念され、国から交付金の返還等を求められるとのことでした。

そこで伺います。完全民営化の上、新規事業を展開しなければとのことですが、なぜ完全民営化しないといけないのか。そして、民間での新規事業とは何なのか。また、議決が否決になった場合、国から交付金の返還等を求められるとのことですが、この否決に

なった場合、国から交付金の返還等を求められるとのことですが、この発言はかなり重いものがあります。発言の根拠を示してください。これは受け取る議員によっては恫喝ではないかと思われるような発言でございます。お答えください。

以上で質問を終わります。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、大橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご質問1点目のSUZUMINEの評価に関するご質問にお答えします。

平成28年に、町と民間企業の出資による第三セクターとして設立された株式会社一宮リアライズは、地方創生交付金などを活用して、空き店舗などを改修し再生する不動産リノベーション事業、主にサーファー向けの住宅を整備するモニタリングハウス事業、サーファー同士、あるいはサーファーと地域住民との交流拠点であるサーフィンセンター事業を主要事業として展開する計画でございました。

これらの事業のうち不動産リノベーション事業は、SUZUMINEの建設と管理運営という形で実現しましたが、モニタリングハウス事業とサーフィンセンター事業は、国の交付金事業の制度変更により、事業化に必要な資金が確保できなくなり、実現しないまま現在に至っております。この結果、同社は設立以来4期連続の赤字となり、昨年9月には同社経営陣から町に対し、会社の存続とSUZUMINEの管理運営の継続のために、完全民営化の上、一宮町に限らず周辺エリア全般を活動範囲として、新規事業を展開したいと町保有株式の無償譲渡の提案があり、町として提案を検討した結果、同社の存続と施設の管理運営の継続のためには、これを受けることが不可欠と判断し、議会の同意をいただいた上で株式を無償譲渡しました。

このように、同社の経営は成功しているとは言い難い状況ですが、SUZUMINEについては、一宮商店街ににぎわいをもたらすことともに、新たな事業や雇用創出の場ともなっており、テレビや新聞などにも、一宮版サーフォノミクスの成功例として度々取り上げられるなど、町の活性化とイメージアップに寄与しております。

2点目のテナントの転貸に関するご質問にお答えします。

株式会社一宮リアライズにおいては、契約者との間で、転貸に関する合意書を締結。契約者と転貸を受けている事業者との間では、転貸借契約が締結されており、問題はないと考え

ております。

3点目の事業完了報告に関するご質問にお答えします。

町では、平成29年3月27日に完了検査を実施し、同年3月31日付で事業完了報告を国に提出しております。

4点目の中心市街地調査計画書策定業務委託の支払額という、事前では支払額についての事前のご質問でございましたので、金額としましては982万2,000円となっており、先ほどお話があった設計だけでなく、調査、空き家とかの調査と今後の展開等についても、計画を業務として入っておりますので、設計料だけではございません。

5点目のご質問は関連しますので、まとめてお答えします。

まず、同社の民営化に応じた理由と新規事業についてお答えします。

1点目のご質問に対してお答えしたとおり、同社の存続とSUZUMINEの管理運営の継続には同社の民営化に応じることが不可欠と判断し、町保有株式の譲渡に応じたものです。

また新規事業につきましては、アフターコロナを見据えて、県内でのワーケーション事業を展開していくとの会社からの回答であります。

次に、同社の株式譲渡に関する議案が否決された場合の影響に関するご質問ですが、町では、仮に議案が否決され、同社が事業継続を断念することがあればSUZUMINEの管理運営も中断され、入居者や施設の所有者に多大な迷惑がかかりかねないこと。また、補助金等により取得した財産のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令に照らし、交付金の返還義務が発生しかねないことなどを大変危惧しておりました。そのため、議案に対する質疑の際に、ご質問いただきました議員に対し、そういったところの理解もいただきたいをお願いをしたものであり、議員の皆様に対する恫喝というようなものではございません。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） まず、1点目の質問に関してですが、本来、目的がちょっと違ってきますね。これはメイン事業をやらないとこの経営は無理だということを事業の内容の中にとっています。したがって、赤字経営になるのは当然のことでありながら、これを始めたということになっていると思います。

それではまず、職務権限とか指揮命令に関係したことからちょっと質問を始めます。

先ほど申しました一宮町はサーフィンの町として、モニタリングとサーフィンセンターをつくることにより若者を海岸部に呼び込み、移住してもらい、その人たちの流れを最終的には、玉前神社を中心とした旧市街地に呼び込むという計画でした。官民協働のまちづくり会社を設立したまではよかったんですが、メインの事業が頓挫しました。そして、1年近く中心近くで、中心メンバー3名と臨時職員がフェードアウトし、会社の運営が中断されたような状態になっています。さきの3月議会で、モニタリングハウス事業、サーフィンセンター事業は、町長は節目とすると発言をしておりまして、両事業から完全撤退を表明する事態となっております。当然、初期の根幹が崩れた時点で、事業全体の中止を含めた見直しをすべきであるのが本来の姿であります。町長がなぜSUZUMINEの建設のみに関わったのか。その結果、一宮版サーフォノミクスは、実績報告の虚偽の疑いと多数の疑念に、一宮町役場の複数の職員が巻き込まれています。

そして、町長はリアライズの無償譲渡に対して一度も町民の前に出て説明することなく、一宮リアライズの無償譲渡を決めました。この一宮リアライズの株式無償譲渡において、議会上程と内閣府メールとの無償譲渡理由に矛盾が生じている中で、議決ということもあり、町民からは無効ではないかとの意見が上がっております。

町長は4年間、町民に対し、一宮リアライズは順調と言ってきました。しかし、実態はSUZUMINEの本体工事完了後、馬場氏を含め中心メンバーが3名と、それに伴う臨時職員も撤退したという事実が発覚しています。4期連続赤字という無残な結果を残しました。SUZUMINEの4年間連続赤字は、商業施設経営の基本から外れたまま進めたところが起因しております。原因の一つとして、完了引渡しより、テナントが出店していなかった。本来これは、契約の事業の契約の中では出店がされていることが条件になっておりました。これは空き店舗を改修して、先ほど申しましたが、再度空き店舗をつくるという最悪のパターンが発生しております。

出店者がいないために、賃料が3か月無料。又貸しなど無責任極まりないことが多く見られ、3月議会の無償譲渡理由においては、新規事業を展開しなければSUZUMINEの運営継続は困難であるとの企画課長からの説明があった。町民の今さらとの声が多い中、この結果責任は重大である。議会無償譲渡理由は、国からの交付金の返還を求められることを理由に、町民への説明もなく、町税310万円を官民協同会社第三セクター一宮リアライズの社長の会社は無償で譲渡するという内容になった。

それに伴い、官民協働の株式会社一宮リアライズが国の交付金において、リノベーションしたSUZUMINEも手放すことになり、町民としては納得に値しない結果となった。町民の声として、町税を無駄に使われ、説明もなく、勝手に空き店舗をつくれ、スタッフ撤退の挙げ句、4期連続赤字、国からの交付金返還を求められる理由を盾に官民共同会社の株式無償譲渡を迫られる。このような交付金の使い方が許されることなのか。多くの疑問の声が上がっております。地方創生加速化交付金を利用した一宮版サーフォノミクスの実績報告の虚偽の疑い等多数の疑念は、職員が勝手に職務上不法行為を犯すことは考えられず、町長の上意下達の徹底した組織化で、職務命令に職員が従わざるを得ない状況で起きたことを考えます。

今回の事案の証明においては、間接的証拠及び開示請求、町、県、内閣府への取材から得た内容で十分と判断します。そして馬淵町長においては、2017年3月31日に工事完了報告を国に提出しているにもかかわらず、4月30日付の町長日記では、SUZUMINEの建設中と記載するなど、町長自らが虚偽を認めていると思われまます。

2017年3月30日以降のSUZUMINEの工事完了報告書の偽造の疑いにおいては、複数の関係者及び町民から証言を得ております。申請の中心となるモニタリングハウス事業、サーフィンセンター事業は、調査、基本構想、現地測量で、各約500万円ずつ計上で、1,510万9,200円ものお金が無駄に使われ頓挫しました。申請の目的を失ったにもかかわらず、申請の取下げをせず、なぜ無理やりSUZUMINEをつくったのか。申請書にも、SUZUMINEはモニタリングハウス事業とセットでなければ採算は取れないと記載されています。赤字経営になることが分かっている、SUZUMINEをなぜつくったのですか。SUZUMINE単独で都心から一宮町へ人の流れをつくれますか。誰が考えても分かることですよ。分かりやすく簡単に言いますと、一宮版サーフォノミクスは、サーフィンセンターをつくることを目標に申請しましたが、なぜかラーメン屋をつくってしまったということになりました。一宮版サーフォノミクスの交付金でラーメン屋をつくる、これは申請の目的から外れていますねということです。

それから、まだあります。

株式会社一宮リアライズの株式無償譲渡は、結局、町に何も利益をもたらすどころか、町民の税金、国の税金で行われた事業のほとんどが町と程遠いところで使われ、町民の税金は泡と消えました。株式会社一宮リアライズで行われた発注業務は、誰が行って、誰がチェックしたのかお答えいただきたい。

以上、再質問でお願いします。

○議長（鶴沢一男君） 4番、大橋照雄君に申し上げます。

再質問につきましては、前段階の質問に対する答弁に疑義がある場合に限り行うものがあります。

ただいまの再質問の要旨をもう一度整理されて、質問個数、多岐にわたっているようですが、もう一度要旨を絞って発言してください。

○4番（大橋照雄君） もう一度言いますか。

○議長（鶴沢一男君） 質問する事項を明確にしてください。

○4番（大橋照雄君） まず、先ほどの回答ですが、国の交付金の制度が変更になったことにより、必要な資金が確保できなくなったというところなのですが、これは間違いないですか。私なんか調べたところとちょっと違うようなのですが、これは大丈夫でしょうか。

それと、この事業の、どういう事業かというところがちょっと、ワーケーション事業を展開するということを言っておりますが、これは町が関与していると、このワーケーション事業というのはいけないんですか。その辺が分かりません。

あと、この調査設計というのが、民間の間では一応まとめてこういう計画書というのはつくって、これ一応設計費に含まれるんだそうです。だから、これは設計だけじゃないというのはその説明なのですが、これは民間では設計費の中に含まれる費用なので、これが要するにそういう説明だということは、ちょっと話が違うんじゃないかと。

あとそれから、メンバーがフェードアウトして、要するに経営に真剣に取り組んでいない、そういうようなところが多々見られて、それで赤字になるのは当たり前だと。私は民間だったら当然当たり前だということが考えられるんですが、そのフェードアウトしたこと自体がもう問題なのに、これを経営者の責任を追及しないで、むしろ経営者に寄り添って、大変でしたね、プレゼントしますという、その姿勢がこれは私は町としておかしいと。これは非常に町民の税金、国の税金を無駄遣いしたというふうに私は捉えます。

したがって、私はこの今の質問の中で、この答えが全て自信を持って、そうなんですよということでお答えいただいているのであれば、それはそれで、ここは受けますけれども、ただ私は全く納得していませんので、次の段階に進むことも考えますので、ぜひ、これ全部、今お答えしたやつは自信を持って、例えばその完成なんですけど、さっき写真で見せましたように、30日付で撮った写真がこんな状態でした。もう一度見せますか。これはインターネットに配信されたものを取り上げたものです。マミーウェイさんの事業に関連したレポート、

レポートは発表されているものなのですが、これは確認しましたところ、30日の日に撮った写真だそうです。31日に完了は到底考えられないというのは、この写真から分かります。

要するに、まず私がまとめて言いますと、メインの事業ができなければ赤字になりますよという、事業内容が掲げられているにもかかわらず、なぜ赤字経営になることを選択して事業を行ったか、これがまず1点ですね。

それから、賃貸の関係なのですが、第三セクター事業においては、こういう又貸しの契約は違法なんだそうです。私も詳しくなかったんですが、すごく詳しい人がおりまして、これは完全に違法ですよということが言われています。だから、もし町のほうで、これ違法じゃないと自信を持って、お答えしているのであれば、自信を持ってお答えしますというふうに答えてください。

4点目は、調査設計料がべらぼうな金額になっているというのが一つの大きな問題です。建築費は約2,000万円なのですが、そこに関わる調査設計料が1,000万円近くの金額が計上されるというのは、これ異常なんです。どう考えたって3%とか、そんなものしか計上しないはずなんです。それがこういう金額で計上されるということが異常なんです。それが町としては異常じゃないというふうに判断されるのであれば、これ異常じゃありませんというふうに答えていただければ結構です。

それから、先ほども申し上げましたが、ワーケーション事業を展開するのに町が関わっていて何で問題なんですかね。私はまた、風俗とかそういうものをやるから都合が悪いのかなという解釈をしちゃったんですが、私のちょっと考えがおかしかったのかなと。世間の人はどう考えてもらえるか分からないんですが、ワーケーションって、これ普通の事業ですから、何の問題もなく、町が関与していいんじゃないですかね。そういう点を答えていただければ結構です。

○議長（鵜沢一男君） 渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 答弁につきましては、先ほどと同じとなりますが、まず1点目、交付金の変更というのは、これは採択の条件が変わったというのは、当初の全体計画を出した後に、採択条件が変わったというのは間違いございません。

次に、このワーケーション事業に町がなぜ関与できないのかというところですが、これは以前にもお答えしたとおり、新たな事業展開をするには、資金の借入れ、かなり大きめの資金の借入れがかかってきます。そうすると最初に借入れしなきゃいけないので、成功すればいいのですが、損害が出た場合には、会社だけでなく、町にも負担がかかるということで、

そういったところを懸念しております、それで会社側からそういう提案があったということです。

それと調査設計なんですけれども、こちらの業務については、議員のおっしゃられたとおり設計料は入っておりますが、その設計というのはあくまでもSUZUMINEをリノベーションするための設計も入っていますが、先ほども申し上げたとおり、それ以外に町内の中心市街地の空き家とか空き店舗状況などを、先ほど申しました小柴さんが調査としまして一軒一軒歩いて、ベストな場所とか、そういったところを検討調査しているところでございますので、設計料のみではございませんので、そこでご理解いただきたいと思います。

あと、3つの大きな事業をメインとしてこの会社、一宮リアライズのほうは設置されておりますが、失敗というか、基本的にはこの3つを成功させてという、当初からの5年間かけて計画を立てておまして、それで最終的にこの3つを成功させて黒字経営するというような、そういった当初からの計画を基に国に申請して国のほうから採択をいただいているところでございます。それが途中、今、お話ししたとおり採択等の変更により、ちょっと資金の調達が厳しくなったというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

(「又貸しのことの答弁を求めます」と呼ぶ者あり)

○企画課長(渡邊高明君) 又貸しは先ほど申し上げたとおりで、転貸に関する合意書の締結と転貸を受けている事業との間では、転貸借契約が締結しており、問題ないということに考えております。

○議長(鶴沢一男君) 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番(大橋照雄君) では、町のほうのただいまのお答えが、全て自信を持って、違法とかそういうあれはありませんよということでお答えいただいたと受け止めて結構なんですね。そこは私、確認したかったんですよ。

そして、これ要求なんですけれども、この第1回定例会において、企画課長より、馬場氏の招致については要請がなかったもので、議会招致しなかったとの発言がありました。ここで改めて、次回定例会で、一宮リアライズの社長の馬場正尊氏の参考人招致をお願いします。

それと、株式会社一宮リアライズは第三セクターですので、町長及び一宮リアライズ社長の馬場正尊氏の町民への説明義務があります。両者そろって住民説明会の開催をお願いします。

す。

そして、もう一度確認なんですけど、4月30日で株式を覚書という形で無償譲渡しました。このときSUZUMINEは、最初から使用権が株式会社一宮リアライズにあったということなので、したがって、町には使用権がないので、町民は自由に使えないというようなことでよろしいでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（鶴沢一男君） 4番、大橋照雄君に申し上げます。

今、証人の招致をという発言がありましたが、それについては議会の議決が必要です。この場で判断はできませんので、それ以外のことの答弁を求めます。

○4番（大橋照雄君） 議決が必要だということで、後にまた再度、対応します。

じゃ、3番目の私の質問した4月30日で株式が無償譲渡されて、町は株式から撤退しました。したがって、SUZUMINEが使用権設定がリアライズとの間で地主さんとの間で交わされているので、これは町のほうとしてはいかんともし難いような、使用のノウハウが取れないということで、解釈でよろしいですか、最初からリアライズと地権者の間に使用権の設定がされていたので、町としては、この使用に関しては関わりができないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） ご質問にお答えします。

当初、元の地主さん、建物の所有者の地主さん2軒、峰島さんと鈴木さんと、株式会社一宮リアライズとの間に10年間の転貸借権の契約を結んでおり、それが今、有効となっておりますので、厳密に言えば、町が関与できないというところになると思います、今の法律上でですね。

（「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） よろしいですか。

（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

ここで、会議開始から1時間20分が経過しましたので、15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（鶴沢一男君） 12番、藤乗一由君の一般質問を行います。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

それでは、通告書に3点の質問を提出させていただいておりますが、1件ずつ順番に述べさせていただきます。

1番目としまして、今後のまちづくりにおける自然環境、あるいは生活環境の整備・維持管理と里地里山条例等の制定についてお伺いいたします。

この中で、4点質問を挙げさせていただいております。

現在まで十分に管理されずに荒廃している山林、あるいは休耕田、耕作放棄地、こういったものの管理整備を少しでも進めるべきであります。それには、町がこれまで対策してこなかったような形での支援策も必要と考えられます。何らかの支援の仕組みづくりで改善が進むように取り組む考えはないのか、町長にお考えを伺いたいと思います。

2つ目ですが、自然環境などの資源が有効利用されないで荒廃していくことは、町にとって大変マイナスです。産業・観光・教育、その他の面の活用に向けて、来年度から取り組む考えはないのでしょうか。

3つ目としまして、自然環境等は将来的にも継続的に整備、活用し続けられるようにするべきです。仮称ですが、里地里山条例といったような形で、町独自に具体的な目標、施策を設定して、それを実施し続けるような条例整備を進めるべきであるというふうに考えます。これについても町長のお考えを伺いたいと思います。

4つ目としまして、町は現在、移住・定住を積極的に進めております。住民生活の安全・安心、これを一層担保できるように、一宮は里地里山と言われているところと住宅地が近接しておりますので切り離せない部分であります。ですから、市街地や隣接地区での土地利用、こういったことに関しても町のイメージアップにつながるような施策に取り組む必要があると思います。他の先進例といったことを参考に、条例・規則、こういったことの整備をするべきと考えます。

これらは、既存の関連するような条例・規則等との整合性を考慮して、これらと連携を取り合うような形で策定していくということが必要だと考えられますが、これらについてお考えを伺いたいと思います。

あわせて、多少の補足をさせていただきます。

一宮町については、よく馬淵町長も、都心に近接しながらも海・山・川というすばらしい自然環境を有したコンパクトシティであるというような形で表現されていらっしゃる。ところが残念ながら、その肝腎の自然環境の整備、保全といったことには長らく力を入れてきておりませんでした。むしろ、近年はさらに手薄になっているという状況と私は感じております。5年半余り全く手をつけてこなかったと、リップサービスだけに終わってしまっは大変残念なことになってしまいます。

また、一宮は都心まで1時間程度という便利さから、都会からの移住を促進させると、これは大変重要な要素だと言われておりますが、確かにそのとおりなんですけれども、逆に便利であるからこそ、より便利なところへ生まれ育った方が流出してしまうという要素となっていることにも目を向けなければいけないと思います。そこに十分気づいていないと考えられます。

転入者を増やすということも重要ですが、必要ですが、実は流出を少しでも抑止していくということはもっと大事なことだと考えます。その点にしっかりと気づいて対策していかなければいけないと思います。

そのための一つの方向性として、これまでもずっと言われてきている自然環境、あるいはさらに重要な生活環境の整備、これによって、より住みやすく安心できる町にしていくべきだと考えます。そのための対策、これを考えるためにここで質問として上げさせていただいております。お願いします。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、藤乗議員のほうの質問で、1点目から3点目まで私のほうでお答えさせていただきます。

まず、1点目の山林や休耕田、耕作放棄地などの管理整備に関するご質問でございますが、近年、農林業者の減少や高齢化、後継者不足によりまして、荒廃する山林や耕作放棄地が年々増加しております。そのため、町では地域の担い手育成や新規就農者の確保、さらには

農地中間管理機構による農地の集積及び集約化を進め、耕作放棄地の発生防止に努めております。

また、農業の効率化や生産性の向上を図るため、国や県の制度を活用し、認定農業者や法人、営農組織などの大規模経営を目指す担い手に対し農業機械や設備等の導入支援を行い、農地利用の推進に取り組んでおります。

また、地域農業に必要とされます担い手確保や人材育成などにつきましては、長生農業独立支援センターも活用し、新規就農者の確保に努めるとともに、就農初期の負担軽減対策としては国の農業次世代人材投資事業などの補助事業を積極的に活用し支援しておるところであります。

荒廃します山林対策といたしましては、国の支援制度であります森林・山村多面的機能発揮対策交付金などの活用や支援策の充実について、今後検討を進めてまいりたいと思います。

続いて、2点目の自然環境の活用に関するご質問でございますが、里地里山は人々の生活、生産活動の場でもあり同時に多様な生物の生息地、また、特有の景観や伝統文化の基盤として、さらには暮らしを支える恵みの場でもあります。しかし、過疎化や生活様式の変化に伴い、保全管理が十分に行き届かずに衰退しつつあるのが現状でございます。

近年、こうした里山の重要な役割が再認識され里山の必要性が叫ばれている中で、その環境保全を図り機能を生かしていくことが重要であることから、今後、里地里山づくりの方策の検討や森林環境譲与税を有効に活用しまして、環境資源の適切な管理及び環境保全に取り組んでまいりたいと思います。

続いて、3点目の里地里山条例に関するご質問でございますが、千葉県では里山を守り次の世代に引き継ぐことを目的としまして、平成15年に千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例が施行されました。こちらの条例では、県と市町村が連携して里山の保全、整備及び活用について定められ、里山活動団体や土地所有者などの役割を明らかにするとともに、里山の活用促進や環境の保全、災害の防止、良好な景観の形成、余暇及び教育に係る活動場の提供や伝統的な文化の継承など、多面にわたる機能が持続的に発揮されることを目的としたものとなっております。

さらに、これらの目的を達成するために取り組む団体への活動協力や各種支援などを定めたものとなっていることから、改めまして町独自の条例を制定するものではなく、この県条例に基づき、今後の里山の効果的な保全及び林業のさらなる振興を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 高田都市環境課長。

○オリンピック推進課長兼都市環境課長（高田 亮君） それでは、4点目のご質問について私のほうからお答え申し上げます。

令和3年3月の議員全体会議でご説明いたしました一宮町景観計画策定のスケジュールに沿って、一宮町は令和3年4月1日より景観行政団体に移行し、今後は総合計画や都市計画マスタープラン、景観法に基づき、景観計画・景観条例を制定することにより、町の個性を感じつつ魅力的で良好な景観の保全形成を目指しております。

一宮町は、玉前神社を中心とした歴史的な景観を有する市街地、サーフィン文化の影響を受けた海岸の沿線など各地域で特色が見られ、計画策定に当たっては公募委員の参画、ワークショップの開催など、町民と一体となり景観の保全・規制及び誘導を行うことで統一された町並みの形成が図られ、住民の景観に対する意識醸成や住宅地、商業地、観光地としての魅力向上等が期待されるところであります。

景観行政団体として、景観行政に積極的に取り組み、本町の特徴的で良好な景観を保全し、また、優れた景観資源となる良好な景観づくりを進めることにより、住民生活の安全や安心をより一層増進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

それでは、答弁を受けまして再質問させていただきます。

3点述べますが、1つ目ですけれども、農地の整備不良状態、あるいは休耕地、耕作放棄地の拡大、こういったことの対策としては、一つ大きなものが新規就農者の推進というのがあると思います。

しかし、耕作しやすい農地といったところに集中しやすいということがあると思いますし、それ自体を推進することも重要なんですが、山林に隣接する農地などの場合、一般的に里地里山と言われているようなものに近いですけれども、これらを管理が十分に至るような形で就農していただくというのは、なかなかこれを進めるに至らない現状があると思います。

例えば、解決策の一つとしてオーガニックですとか、取扱量の少ない作目の新規導入、こ

ういったことに関しての農地の確保から栽培、これに至るまでの経済的な支援制度、これを新たに創設することがあってもいいのではないかと考えられます。

また、これらで作られた製品の販路につきましても、一定の品質を確保できた品目につきましても、例えば、大量にはできないというふうに考えられますので、ふるさと納税の返礼品として取り扱うなどというような販路に至るまでの支援を行うということで、拡大していくことができる可能性が十分あるのではないかと考えます。

それによって、就農者の確保と農地の利用、里山保全の双方にメリットが得られるような事業を進めるといったことは、一つの考え方としてあると思います。また、これは返礼品の多様化、個性化といったことが相乗効果で顧客の拡大ということにも活用できるのではないかと考えます。

企画課もそういった点に大分苦慮しているようですので時間はかかるとは思いますが、そういったことに利用できるような形に進めていただければ有効ではないかと。こうした複合的、多様な効果を得られるような事業展開を進めてほしいということ。

それから、2つ目としましては、山林の保全に関しましては、近年は経済的な意味や生活の中でも山を利用することがなかなかありません。その中で、山林の竹林化が顕著な状況になってきております。山林の保全に関しては、まず竹を何とかするというような大きな課題の一つともなっております。

例えば、一つの考え方として、そこで近年利用が広がりつつあるような竹粉碎機、竹チップ機ですね、これを町で保有して、町有林などを管理する団体、こういったものもさることながら、隣接する里山全体の整備の一環としての利用のために、活動団体あるいは個人といったところへの貸与する仕組みをつくっていただいたらどうかと思います。

調べてみますと、実際にこうした制度を個人に対しても無償で貸与するといった自治体も結構多くあるようです。これは例えば竹の場合、雑木林の小さい木を粉碎するという機械もあります。これは一つの考え方ですけれども、その他の仕組みを利用することによって、この里地里山の山林、竹林、こういったものの整備を進めている自治体とか事例を研究していただく必要があるのではないかと。

一つの対応するための対策としての形態ですが、これまでの制度を利用していきますということであれば、ずっとこれまで変わらなかったわけですから、実際に限界があると思います。今の現状、さらに悪くなりつつある現状がそれを示しているわけですから、新たな対応策、対応の仕方、仕組みづくり、これを模索するべきだと思います。そうしたことを工夫し

ていただきたいと考えます。

1、2点目は、質問というより要望ということになると思います。

3点目、県の条例に頼るということですが、県条例自体は、約20年近く前から設定されているものでした。里地里山条例という形。これは一宮町に有効な実効性のある事業を推進するためのものとなっているかという、一般的な形にされているので、いかに町がそれを取り組むかということにかかっているわけです。

県条例に基づくとは言いながらも、そのときそのとき、その条項を採用するか否か。補助の仕組みをどうするのか、利用するのかということによって変わってくるわけです。言い方は厳しいでしょうが、これまで一宮ではそういったことに取り組む考えがそもそもなかったということで、この条例さえ十分知られていなかったわけです。

ですから、今回改めて県条例に沿って取り組みたいですと言っても十分活用できるのか疑わしいし、これが局面が変わった場合にやめたというような状況、あるいは忘れ去られたということにもなりかねないということになります。

ですから、長期的な視野に立ってこれを持続的に進めるためと考えると、町独自でも条例等を設定していくということが必要なんではないかと考えます。また、その条例を考える場合には、その中には希少生物種ですとか野生生物の管理・保全、あるいは先ほど申し上げたような近接する生活環境の保全・安全といったことについても取り上げるべきだと思います。希少種の野生生物・動植物、その他は、これは里山だけでなく、海、河川、こういった部分の町、あるいは町を取り巻く自然環境を含めて考える必要があると思います。

希少種の、そういった動植物の場合、商業目的の盗掘ですとか違法採取、そういったことも現実としてあります。販売されてしまったりとかということにもなるわけですね。そういった事柄にも対応できるような形が望ましいと思います。

また、住宅地と近接している里地里山ですから、例えば近県での産廃の集積、あるいは最近熱海で事故がございましたが、そういった事例、一宮の場合には、盛土の問題というよりもむしろ崖地の崩壊とかそういったようなことも目を向けなければいけないかもしれませんが、想定可能なこうした事例についても、里地というくくりの中で目を配っていくべきと考えます。

当然ながら、ほかの条例、法規その他との関連についても十分精査しなくてはならないでしょうが、こうした内容にも配慮した一宮なりの条例制定について考えていただきたい。里地里山と住宅地の自然、これが近接している一宮町だからこそコンパクトシティという形

で銘打つからこそ、多様な意味での町の価値を上げるためにも、子供たち、私たちが誇りの持てる町であり続けるためにも、一宮の個性を生かすための条例づくりが必要と考えます。

これについて町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの藤乗議員のご質問でございますけれども、町でもその豊かな里山そしてまたこの自然環境の保全というものは、まちづくりを進めていく上でもとても重要な要素であると認識しております。

そこで、今後は各団体との意見交換、そしてまた協力関係について、さらには他の自治体における取組などの情報収集に努め、その上で条例制定の必要性や環境整備などの在り方など必要な対応について、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

今、課長のほうでお答えいただきましたが、町長の考えを代弁すると考えてよろしいでしょうか、当然。

そうしますと、今後検討するということですが、現状をしっかりと見詰めていただきまして、より前向きに現実的に効果のあるやり方あるいは条例づくりということを検討していただきたいと思います。

それでは、2点目の質問に行かせていただきます。2点目は、公共施設等の改修に関してです。

学校関連施設や公民館、その他公共施設の改築・改修等の整備には期限を設けていただきたいという内容です。中で4点、項目として挙げさせていただいております。

1番目、前回、公共施設の改修・改築に関して質問を上げた際に、この答弁では、令和4年度から財政計画を作成し、関係各課からの情報を集約していく、さらにそれらを順位づけして、その後の優先順位づけに基づいて計画を作成するというような手順であるとありました。これでいきますと、相当な年数を要するわけです。現在の老朽化している公共施設等、こういったようなものに、現実を見た上でそんなペースで大丈夫なんではないでしょうか。問題ない

んでしょうか。これについてお考えを伺いたいと思います。

2つ目、中央公民館などは避難所機能も重要であるということは、ずっと長らく何度も申し上げております。これは教育課だけでの計画作成という面では、防災という側面を、広い面を考えなければいけないのでなかなか困難です。防災施設ですから、立地条件、道路の状況や整備計画、こういったものも同時に考慮する計画づくりという中で、今後の防災計画の一部に組み込まれるべきものであるというふうに考えられます。これは当然のことでしょうし、随分前から申し述べさせていただいております。

これらの検討も現状で進んでいないという中で、実際に施設の整備に取りかかるという段階になりますと、恐らく10年近くを要するというおそれがあります。これから先、もう50年もたっている老朽化している施設がさらに10年近くを要するということになりますと、改修、補修その他は毎年のように繰り返され、最終的に余計なコスト負担になるのではないかとというふうにしか考えられません。どうする考えかお伺いいたします。

3つ目、学校施設、学校関連施設は、本来の教育施設としての機能を第一に計画を進めることができるものです。中央公民館などとはちょっと事情が違うわけですね。そうしますと、老朽化が激しい校舎など、こういった対応が急がれるという現実もあります。

そんな中で、常識的に考えれば、学校施設の整備が優先されるべきというふうに考えるのは当たり前だと思います。これらを優先して取り組む考えはないのでしょうか。その際に、ほかの施設もそうなんです、整備計画という中で期限を切って取り組まなければ、これは実現することができません。今まで総合計画の中でも、期限設定というのがございました。ですから、やりたいなと、やりたいねという話だけで終わってしまうということになってしまいます。期限を切って、ものづくりを、整備をしていくということについて考えを伺いたいと思います。

4点目、公共施設に関する、どのような利用形態をしていくかということに関しては、場合によっては改築しない、撤去するだけで、もう造らないという考え方も当然、施設の内容によっては将来的な財政的な面を考えてあり得る選択肢だと思います。その中では、どうしても必要な機能の中で、近隣自治体との連携ということも考えなければいけないというケースも十分あるので、前回の質問の中でそれについてお伺いしました。

現在、例えば近隣ですと、長柄町では新公民館が建設中でありまして、長南町では、今、築ちょうど50年となる役場庁舎が令和5年度に竣工予定というふうな計画で進んでいるとお聞きします。恐らく10億円以上かかるであろうというような見込みというふうにお聞きして

おります。また、長生村でも給食センターの計画が進行中と伺っております。

一宮町が何も考えずにあまりのんびりしていると、いろいろな意味で一宮が取り残されてしまうということにもなりかねません。独自には何もできないと、あまり先に行ってしまうと、そういう状況にもなりかねません。

さきの質問の中で、答弁の中では、町長も近隣との連携に取り組むというような考えがあるとおっしゃいましたが、その後の進捗についても伺いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） ただいまの藤乗議員の、町の保有する公共施設の改修等に関する4つのご質問でございますが、関連しておりますので、私が一括してお答えをいたします。

現在、令和4年度の予算について検討しているところでございます。その中で、中央ポンプ場の改修が喫緊の課題であります。こちらにつきましては、現在精査しているところではあります。災害のリスク等を考えますと、当町においてはまず第一に行わなくてはならないことだという認識でございます。

中央公民館や学校施設等公共施設は老朽化が進んでいるものもあり、改修を行ったほうがいいものも多々あることは承知しておりますが、町の安心・安全の大きな要でもあります。ポンプ場の改修に、まず、直近の五、六年程度は予算を注力すべきと考えております。

その上で、今年度中に完成します公共施設等総合管理計画を基に、予算とのバランスを図りつつ、その他の公共施設の整備や統合、近隣自治体との公共施設の連携について検討してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 12番、藤乗です。

それでは、その答弁を受けまして、2点お聞きしたいと思います。

ポンプ場改修というのは、事故という部分もありますが、どうしても大きく補修していかなくちゃいけないという場面は考えられていたわけですから、ついに来たかというような側面

もあります。定期点検だけでなく、一定年数ごとの補修が必要ということは、設定・設置当初から認識されていたわけですから、本来ですとこれまでに基金として十分準備してこなければいけなかったということになります。

急であるとは言いながらも、そうした補修しなければいけないというのが重なって前倒しになったというふうにも考えられるわけです。一時的に大きなコスト負担という形に帰ってきたわけですが、私はこれまで、馬淵町長就任以来、それ以前もそうですが、就任以来5年余りの間にも公共施設の改築・改修ということについて、言い方は悪いんですが、何とかしないのかと、せめて計画ぐらいきちんとつくっていったらどうかという趣旨のことを何度も言い続けてきましたが、現実的な形としては全く対応してきませんでした。結果、振り返るとそちらには対応しないけれども、一ノ宮駅東口建設とオリンピックだけに邁進してきたという側面が大きく見えてきてしまうわけですね。

ところが、よく考えてくださいというか当たり前の話ですが、他の公共施設に関しても、今回の中央ポンプ場と同様にいつ非常事態があってもおかしくない。そういう築年数、状況であります。中でも特に老朽化が激しい、築50年にもなろうという中央公民館や一宮中学校の校舎、現在、管理運営上も危機的な状況と考えられる学校給食施設、あるいは度々補修を繰り返しているG S Sセンター、こういったものはすぐにでも何とかしていかなければいけないというものです。

これらについては何年にもわたって指摘し、改築ないし大規模改修を提案してきました。町長にも何度も申し上げてきましたが、現在まで放置されてきた状況です。さらなる放置を続けることによって、ポンプ場が確かにコストがかかるというのは分かりますが、少なくとも五、六年は放置されるということになりそうですので、ただいまのご答弁では。そうすると、将来的により多くのコスト負担、トータルでいくと余計無駄なことをしてしまいましたねということになってのしかかってくることは自明の理です。改築などをどのように対応するかは、やがてどうしても避けられない事柄でありますから、先送りしていいわけがありません。ずるずると先送りして、次の世代、次の町長に押しつけるというような形になりかねません。押しつけになってもいいのでしょうか。ここで改めて町長のお考えを伺いたいと思います。

2つ目としまして、近隣自治体との連携には、互いに双方が抱える問題や悩みが認識できている、しかも共有できる状況になれば、まずスタートしてそういう状態にならなければできないはずで。町内だけで検討してまいりますと幾ら言っても話になりませんし、全く

先には進みません。

先ほど言ったように、公民館のような防災施設に関しては、あるいは機能に関しては、改築しないと、撤去だけするという選択肢もあるかもしれません。そのための方向性としては、近隣との連携というのも一つの選択肢と考えられます。

しかし、そのためにはいろいろな意味で一定の条件がそろわないとなりません。どのようにしようと考えていらっしゃるのか、町長のお考えを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（鶴沢一男君） 再質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

ポンプ場につきましては、今までも10年点検や修繕の対応など着実にやってまいりました。令和元年度には都市下水路事業から補助率の高い公共下水路事業に変更を行い、令和2年度から新たな改修事業を取り組むとともに、今年度は向こう50年を見据えた一宮町中央ポンプ場ストックマネジメント実施方針及び修繕改築計画を策定中であり、3月に議会への説明を予定しているところでございます。

現在分かっている範囲では、今後5年程度は多額の予算支出が計画されておまして、災害リスクを考慮し最優先に取り組むべき事案であると考えております。

また、近隣自治体との連携につきましては、当然相手側の都合等もある話であります。しかしながら、近隣自治体とは日頃から適時相談できる関係にあると認識しております。今後も機会があるごとに相談、問題の共有化を図り、事例ごとに判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） ただいまのご答弁の内容につきましては、町長がそれに取り組むという考えだとお聞きしたということですのでよろしいのでしょうか。そのようだということが、それではまずその取組についてしっかりと進めていただきたいというのと、あわせまして、2点お伺いしたいと思います。

最初の質問の中に取り上げておりました施設整備の期限ということに関してが1点目です。私は、期限を切らなければ実際に進めることはできないでしょうと、ずるずると先送りに

するばかりということになってしまうということを申し上げているわけですが、今までのお話でお伺いしますと、最低でも五、六年は取りかかれぬ。であれば、大変残念なことでありますが、期限は10年後ですとか15年後ですとかという形でも、それでも結果的にやむを得ませんから、ある程度ははっきりと示していただきたいと思っております。

そうすると、その間の改修等のコスト負担も当然検討の中に入れなければなりませんから、そういった意味での計画づくりという意味で、期限を示していただきたい。

2つ目です。これは予算の余剰分についてどのように利用していくかということについてです。

一ノ宮駅東口建設に当たっては、概算設計の段階で約7,000万円余りということでスタートしました。このスタート時点で、議会で最終的に多数でオーケーになったわけですが、これがスタートした時点で、実質上は既に後戻りできないという状況でした。町としては、7,000万円余りも損切りすることはできないよねという話です。

その時点でいきますと、総工費が8億円以上と言われていました。当初の段階では、県の補助やJRの負担、こういったことが確実にあるという保証は全くありません。ですから、町独自の財源で、8億円余りを負担して東口を開設するという見通しでスタートしたわけです。やがて最終局面となった時点で、県からの補助が建設費の半額、さらに工事費用の減額、そんなにかかりませんでしたという話になって、最終的に概算設計費とは別に、町の負担が3億3,000万円ということに収まりがついたわけです。3億3,000万円ではよかったねという話のように聞こえますが、当初の計画では補助もない、減額も想定にはない、そんな中で進んできたわけですから、当然、町長とされましては財政的な見通しを、8億円余りという見通しを立てた上で進められてきたはずで、何も考えないでとにかく東口を造るんだということだったんならば全く話は別ですが、そんな無責任な話では恐らくないはずですから、そんなことは考えていたわけではないでしょう。ということは、当初計画から考えますと、トータルで4億円以上浮いたということになります。そう考えるのが妥当ですね。

ここでポンプ場に関しては、令和2年度の決算、それから令和3年度、4年度、予算として想定している部分、これを合計しますと、ポンプ場そのものの改修と附帯する計画その他設計といったものも含めると、約2億3,000万円。その差額が当然あるはずで、きちんと計画されていたということであれば、ほかの事業にも着手できるはずで、ポンプ場の改修について再三おっしゃっておりますけれども、駅東口を造っても学校や給食施設はできない、10年以上もできませんよというのは、これはおかしい。

ここで町長の考えを伺いたいと思います。その2点についてお聞きします。

○議長（鵜沢一男君） 12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 一般質問の進行上、時間的あるいは都合によって、進行上、私のほうで3件目を取り下げさせていただく場合もございます。

○議長（鵜沢一男君） 承知しました。

12番、藤乗一由君に申し上げます。

再々質問の2点なんですが、確認させてください。

1点目は期限の明確化。これは公共施設等総合管理計画の中に明確化してほしいということでしょうか。

2点目は、予算計画ということでよろしいでしょうか。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは再々質問にお答えいたします。

施設整備の期限、それにつきましては、ただいま作成しております公共施設等総合管理計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

また、予算計画につきましてはポンプ場の明確な今後の計画を見た上で、また検討してまいりたいと思います。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） はっきりとしたお答えがいただけないという状況のようですので、また、先ほどの答弁の中でも再質問の答弁の中でも、3月の議会で説明する部分もあるというお答えがございましたので、今お聞きした中身につきまして改めてご説明いただけるようにしていただきたいと思います。質問として挙げることも考えられます。

また、町長におかれましても、この東口の建設に当たって、どういうふうに準備されていたのかという点も十分ご説明いただきたいと思います、その際に。

それでは、場合によって多少時間を押してしまう可能性がありますので、3点目につきましては、ここで取り下げさせていただくことにいたします。お願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 3点目の質問を取り下げを認めます。

以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 小 関 義 明 君

○議長（鶴沢一男君） 次に、3番、小関義明君の一般質問を行います。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 3番、小関です。

新型コロナウイルスの感染防止及び支援対策について質問いたします。

ご承知のように、新型コロナウイルス感染症は2019年12月に初めて確認された段階で、既に世界の広範囲に広がっていたことが指摘されています。そして、それから3か月足らずで世界的大流行、パンデミックとなってしまいました。現在我が国では、ワクチン接種が75%を超えたことや、感染防止対策の取組が功を奏し、新規感染者が減少傾向にあります。

しかしながら、専門家からは必ず第6波が来るとの指摘や、ここに来て新たな変異株の広がりも懸念されることから、今後も気を緩めることなく感染防止に努めなくてはならないと考えます。

今まで、当町においても数々の感染防止対策や支援対策が実施されてきたところでありますが、流行から2年以上が経過し一日も早い収束とごく普通の毎日が訪れることを望むものであります。今後、町として、第6波や変異株に備えた感染防止対策と、個人や各事業者に向けた経済支援対策が必要と考えますが、予定などあればその内容について伺います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、ただいまのご質問のうち、私からは今後の感染防止対策についてお答えいたします。

ご案内のとおり、国内の感染状況はワクチン接種の進展や個々の感染防止対策への取組などにより、新規感染者数は減少し小康状態が保たれております。しかしながら、深刻化する海外での感染状況や、新たな変異株オミクロン株の国内への流入などを踏まえると、今後も油断することなく感染防止対策に取り組むことが重要となります。

そのため、町ではマスクの着用や手指消毒、3密回避など、基本的な感染防災策の徹底を、町の皆様へ継続的に呼びかけてまいります。あわせて、発症と重症化を予防するワクチン接種につきまして、今後進める3回目の追加接種に注力するほか、状況に応じて県が行う外出自粛などの要請を適時適切に周知するなど、引き続き感染防止対策に万全を期してまいりま

す。

なお、個人や各事業者に対する経済支援対策につきましては、それぞれ担当課長から答弁申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 御園子育て支援課長。

○子育て支援課長（御園明裕君） 私からは、今議会に提案した補正予算案のうち、個人向けの支援策に関する事業についてご説明いたします。

子育て世帯への経済支援といたしまして、国庫補助による子育て世帯への臨時特別給付事業を行う予定です。

事業内容は、児童手当の所得制限限度額以上の世帯を除くゼロ歳から高校3年生までの児童に、5万円の給付を今月下旬から開始いたします。加えて、詳細については未定の段階ですが、来年以降、5万円のクーポン等による追加支援を行う予定となっており、町としても新型コロナウイルスにより影響を受けている子育て世帯に対し、速やかな経済支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは私から、今議会に提案しております補正予算、そのうちの事業者支援に関する事業についてご説明いたします。

町では、長期化するこの新型コロナウイルス感染症の影響により売上げを大幅に減少した中小企業や個人事業主に対しまして、県が実施しております千葉県中小企業等事業継続支援金、この交付を受けた事業者などに対しまして、地方創生臨時交付金を活用して、交付金の上乗せ支給をし、事業の継続を支援したいと考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 再質問はございませんが、各対策につきましてはスピード感を持って実施していただくことをお願いして質問を終わります。

○議長（鵜沢一男君） 以上で小関義明君の一般質問を終わります。

◇ 川 城 茂 樹 君

○議長（鵜沢一男君） 次に、1番、川城茂樹君の一般質問を行います。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） 1番、川城です。

それでは、電子化・ペーパーレス化の取組状況について質問をいたします。

2020年から続く新型コロナウイルス感染拡大の影響により、行政サービスのオンライン化や業務のデジタル化、それに伴うペーパーレス化が不可欠であると聞きます。国も行革担当に、押印廃止を含む文書のペーパーレス化を急ぐよう指示しています。また、コロナ禍という世界規模での危機により行政のデジタル化が本格的に動き出す中で、人々の多様な考え方に対応しなければならないとともに、近年の行政事務が質も量も増える一方であることは想像に難しくないと思います。

そこで、本町の事務のペーパーレス化について改めて伺います。

私は、平成30年第4回定例会に本町のペーパーレス化について質問を行った。当時の町の答弁では、今後は町の情勢に合った取組を研究していくとともに、国や県、先進自治体の実例も参考に取り組むとのことだが、その後の取組について以下の3点を伺います。

1点目、その後どのような実例の研究を行ったのか。また、実際にペーパーレス化に向けて取り入れた案件があれば具体的にお示しをいただきたい。

2点目、研究もよいが、まずはできることから始めてはどうか。出勤・休暇届の電子化、議会における資料の電子化などの事例は、先進自治体では既に取り入れているようだが、本町の考えを伺う。

3点目、本庁の業務でデジタル化の取組状況はあるのか。あるとすれば具体的にお示しをいただきたい。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、ただいまの3点の質問なんですが、関連しておりますので一括してお答えさせていただきます。

ペーパーレス化・デジタル化につきましては、国を挙げての大きな潮流であることは認識しております。しかしながら、デジタル化・ペーパーレス化についてはシステム導入を伴う

ものが大半でありまして、職員数100人程度の全国的にも小さな部類に入る当町の規模においては、その導入メリットとコストとの費用対効果を考えなくてはならないものが多くございます。

その中でも、デジタル化に取り組んだ事例といたしましては、1つは電子告示板が挙げられます。これは、町内に9か所ある告示板を、今までは職員が車で回り掲示しておりましたが、告示箇所を役場前の1か所とする代わりにホームページ上に掲載いたしました。これにより、業務時間の短縮が大きく図れております。

また、統合型GIS、地理情報システムを町ホームページ上に、一宮なみまちマップとして都市計画や防災情報を公開している例、それから、複数メディアに同時に配信できるシステムを利用し、防災無線、メール、SNS、アプリ等で一斉に通知している例、分かりやすい予算書の印刷配布の取りやめなどが挙げられます。

議会における資料の電子化につきましては、議員の皆様のパソコン等の電子機器の環境等も様々でございます。また、書き込みなどのしやすさは電子機器よりも紙媒体のほうがまだまだ優位性があると考えられます。出勤簿、服務整理簿などのペーパーレス化につきましては、現行の方法であってもほとんど紙を消費するものではありませんし、また、監査時などには紙で確認が必要のため、現在は検討対象としておりません。

しかしながら、今後も国や県、先進自治体の事例を見ながら、小さな部分からでも課題として取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1番、川城茂樹君。

○1番（川城茂樹君） 再質問はございません。引き続き取組をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（鶴沢一男君） 以上で川城茂樹君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

会議再開は午後1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（鵜沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（鵜沢一男君） 7番、袴田 忍君の一般質問を行います。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 袴田です、よろしくお願いいたします。

1点でございますがよろしくお願いいたします。

私も、町の交通指導員のボランティアを始めて25年が経過しました。とりわけ最近思うことは、アクセルとブレーキの踏み間違い、後方確認の甘さから、高齢者の運転による事故が全国的に多くなっているということに驚きます。一宮幹部交番にも、毎月、運転に自信が持てなくなった、子供に勧められたという高齢者の方々が、免許の自主返納に訪れます。返納したが足がない、行動が狭められる等の疑問を感じている人も多くいます。

そこで質問いたします。運転免許証返納のため一宮幹部交番に訪れる高齢者の方が多いです。10月が17人、先月が10人、自主返納によって自分の生活行動区域が狭められているということが分かります。他の市町村では、自主返納者に対して交通手段等の特典を設けているところも多くありますが、町ではどのような対応をしているのかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 質問が終わりました。答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○オリンピック推進課長兼都市環境課長（高田 亮君） それでは、袴田議員のご質問にお答えいたします。

昨今、高齢者が関係する交通事故が頻発し、運転免許の自主返納に関する関心、報道も増えております。また、返納した方への支援等対応については全国的な問題でもあります。既に支援制度による特典等をスタートさせている自治体もあります。

当町には、現在のところ免許証返納者に特化した具体的な支援制度、特典等はございません。運転免許証を自主返納された方に対しまして、まずは千葉県警とタクシー会社が協賛し、提供しているタクシー乗車運賃の1割支援制度や、町が65歳以上の高齢者等を対象に運行している新にこにこサービスなど、現行制度のさらなる周知に努め、新たな支援制度の創設などのサービス拡充は、今後、必要に応じ関係部署を交え、慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 再質問させてください。

特典等ではございません。支援制度という形で、この運転免許証自主返納に関する再質問なんです、今、高田課長からいろいろお伺いいたしました。その中で、今、県のほうでも、高齢者の免許返納に考えてという形で、動画の作成を行い、動画啓発をしています。高齢者の事故が相次ぐ中で、免許証の自主返納は、地域住民の反応を見るために啓発活動は必要だと思っておりますが、町は、必要と感じていますかということが1点。

もう一点は、自主返納していただいたほうがいいと明らかに思われるような高齢者の方、これは大変失礼な言い方かも知れませんが、痴呆症であるとか、身体に著しい機能障害がある、そういう方が自主返納していただくのが一番ありがたいと思うんですが、なかなかそういう方は自主返納したらないということが、今、交番の中でも問題視されています。交番だけじゃなくて、町としても返納していただくような方法というものがあるかないか、町の対策があればお願いしたいと思います。

以上、2点です。

○議長（鶴沢一男君） 答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○オリンピック推進課長兼都市環境課長（高田 亮君） 再質問の1点目のほうを、私のほうからお答えさせていただきます。

運転免許証の取扱いについては、各人の置かれた状況、健康状態など様々な要素がありますので、自主返納の啓発ではなく、免許証の自主返納制度や、どのような場合に返納するのがよいのかなどの情報発信に努めたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは私からは、2点目の、明らかに自主返納することが望ましいと思われる高齢者への対策についてお答えいたします。

町では、認知症などの理由から、明らかに自主返納することが望ましいと思われる高齢者を把握した場合、その対応は、高齢者の総合相談窓口として福祉健康課内に設置いたしました地域包括支援センターの職員が主となり行ってまいります。

また、対応方法であります。訪問調査やアセスメントを実施した後に、必要時には医療機関の受診を勧奨するほか、医師からの助言も仰ぎつつ、ご本人やご家族との丁寧な話し合いを重ね、自主返納を促してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢一男君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

7番、袴田 忍君。

○7番（袴田 忍君） 答弁ありがとうございます。

私のほうから、要望をお願いしたいと思います。

1つは、免許返納者に関して、支援措置という形でサービスがやっぱり必要ではないかなと。そういう中では、交通手段としての乗り物を確保するためのサービス、要するに、町の中では新にこにこサービスであるとかデマンドバスとか、そういう状況があると思いますが、にこにこサービスの充実、そしてまたタクシー割引券等の協力があれば非常に助かるのかなと私は思います。

今ここに、一宮幹部交番での自主返納支援措置という形の中で見させていただきますと、長生村、睦沢町では、自主返納者の方に福祉タクシー券という名目で、1回2,000円、1回1,500円が最大70枚、最大四十何枚という枚数で、自主返納者の方にサービス券を提供されています。まだ一宮町のほうではこの制度がありませんので、ぜひこういったものを確保できるようにお願いしたいなと思います。

もう一点は、町内商店街の、企業の、商店の割引サービス、こういうものも、返納者に関して1割引とかそういうものがあると、やはり返納を促す一つの目安になるのではないかなと私は思いますので、そういったサービスをお願いしたいということ。

それからもう一つは、高齢者である、免許を返納してしまいますと、ひきこもりになってしまう、家庭の中で過ごす時間が多くなってしまふということ、高齢者のほうの福祉的な問題になるかと思いますが、家庭訪問の充実とかいうものをきちんとしていただいて、周囲の目からも高齢者の方を守ってあげることが、自主返納への近道かなと思いますので、要望として出していきたいと思いますので、サービスと福祉の観点からお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

これもちまして通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◎認定第1号～認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第6、認定第1号 令和2年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第2号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第3号 令和2年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第4号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第5号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

本件は、令和3年第3回議会定例会において、決算審査特別委員会に審査の付託をしております。閉会中の継続審査に付された決算認定の認定第1号より認定第5号までの審査報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、森 佐衛君。

○決算審査特別委員長（森 佐衛君） 決算審査特別委員会報告書。

令和3年第3回一宮町議会定例会において、閉会中の継続審査に付された令和2年度決算認定第1号から認定第5号までの5件を、次のように審査しましたので報告いたします。

1、審査日時、会期、現場踏査。

第1日目の審査は、10月13日水曜日の午前9時に開会し、会期等を決定した後、審査に必要と判断した次の3か所について、午前9時15分から午前10時20分まで現場踏査をいたしました。①GSSセンター高圧受電設備改修工事、②弁天池災害復旧工事、③海岸駐車場舗装工事の3か所です。

その後、午前10時40分から一般会計ほか特別会計の歳入歳出決算の審査を、総務課、教育課、税務課、福祉健康課の順に行い、午後4時15分に散会いたしました。

第2日目の10月14日木曜日は、午前8時55分から、都市環境課、オリンピック推進課、産業観光課、農業委員会、秘書広報課、企画課、住民課、子育て支援課の順で審査を行い、午後4時に全ての審査を終了いたしました。

2、前年度の要望事項。

審査に当たり、前年度要望事項の対応状況について回答がありましたので、ご報告いたします。

①公共施設等総合管理計画も作成されているようですが、公共施設を長く使用していくた

めには、ふだんの日常管理や定期点検を適切に行っていくことも重要です。厳しい財政状況と思いますが、日常の管理経費や定期点検費用、保全的修繕料なども予算をしっかりと配分し、施設の長寿命化が図られることを要望する。

この要望に対し、総務課より、公共施設の維持管理については、職員による日常管理に加え、専門業者による法定点検、定期清掃を実施している。これらの業務を実施することで、施設の異常をできるだけ早く見つけ、危険性、緊急性が高い修繕については、補正予算等に計上し早急に対応するなど、施設の事故、災害の未然防止に努めている。今後も、施設を安全に利用していただくため、予防保全を重視し長寿命化を進めていくとともに、修繕の優先順位を決め、一時的に極端な支出の集中がないように、財政負担の軽減、平準化に努めていくとのことでした。

②ふるさと応援寄附金は、一つの大きな収入源となっていますが、頭打ちの感が否めません。さらに収入を増やすためにも、趣向を凝らした取組や新たな返礼品の発掘、PR方法の見直しが検討されることを要望する。

この要望に対し、企画課より、これまでは自治体登録件数1位のふるさとチョイスを活用し、メロン、トマト、梨などの農産物や落花生、菓子、みそなどの加工商品、釣り具などの製品、乗馬センター、宿泊施設、ゴルフ場、サーフィン等の体験型など返礼品の充実に努めてきたが、昨年11月からは楽天ふるさと納税を、本年度からは、さとふるを加えた3つのサイトを活用している。また、本年度から、返礼品として全国的に人気の高い米のほか、掃除代行、高齢者の見守りサービスなどの、時代のニーズに沿った返礼品を新たにラインアップに加えるということでした。

なお、こうした取組の結果、当町におけるふるさと納税の寄附金実績は、令和元年度、1億978万8,000円、令和2年度、1億4,597万2,369円、今年度も、9月末時点の前年同期比では148%の5,989万7,000円となるなど着実に増加を続けており、引き続き趣向を凝らした取組や新たな返礼品の開発、PRの拡大などに取り組んでいくとのことでした。

3、審査の状況。

審査に当たっては、歳入が適正に確保されているか、収入未済額はいかなる理由によるものなのか、前年と比較して著しい増減はないか、予算が適正に執行され、最少の経費で最大の効果を上げているのか、不用額の大きなものはどのような理由によるものか、限られた財源を有効に活用し、積極的に住民ニーズに応えたものであるかなどに着目しながら審査を進めました。

なお、一般会計ほか4特別会計とも委員外質問はありませんでした。

認定第1号 令和2年度一宮町一般会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は68億9,388万6,846円で対前年32.7%増となっており、歳出は65億6,959万4,467円で対前年34.0%増であります。増減の主な要因は、釣ヶ崎海岸施設建築工事や一宮保育所増築工事、一宮中学校空調機設置事業などなどの終了による減額もありますが、新型コロナウイルス感染症関連経費（特別定額給付金給付事業、感染症対応地方創生臨時交付金事業、ワクチン接種事業など）の増加が特に大きな要因となったほかにも、上総一ノ宮駅東口整備事業や、中央ポンプ場の整備事業、各種基金への積立てなどが増加したことにより、過去最高の決算額となったものでした。

審査では、各課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。また、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定するものと決しました。

認定第2号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は15億609万174円で、対前年0.4%増となっており、歳出は14億2,216万592円で、対前年1.4%減であります。昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた手洗い、マスク着用の徹底や人流抑制などの影響もあり、インフルエンザ等の流行はありませんでしたが、医療費は横ばい状況でした。また、新型コロナウイルスの感染不安から、特定健康診査や特定保健指導などの受診率は減少しているとのことであり、今後は、感染防止対策を徹底して、受診率向上に努めていくとのことでした。

審査では、住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 令和2年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は11億218万5,300円で、対前年0.5%減となっており、歳出は10億6,191万2,991円で、対前年1.3%減であります。昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設通所介護（デイサービス）など、施設を利用したサービスが減少する一方で、訪問看護や訪問リハビリテーション、福祉用具の貸与など、居宅での介護サービスの利用が増加しているとのことでした。

審査では、福祉健康課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。質疑後、討論に入りましたが討論はなく、

採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は1億6,638万1,999円で、対前年7.6%増となっており、歳出は1億6,627万9,148円で、対前年7.6%増であります。増減の主な要因は、2年ごとの保険料率の見直しにより、後期高齢者医療保険料が増加したことに伴い、広域連合への納付金が増加したとのことでした。

審査では、住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は9,536万5,141円で、対前年3.5%減となっており、歳出は8,808万8,712円で、対前年6.7%減であります。増減の主な要因は、令和5年度から公営企業会計に移行するための移行支援事業業務委託料が増加しているものの、汚水処理施設機能強化事業調査・計画策定業務の終了や公債費の減少から、昨年より減額となったものとのことでした。

審査では、産業観光課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、最後に町に対して、次のとおり2点の要望がありました。

1、厳しい財政状況の下、公共施設等の個別施設計画や、一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略計画が策定されている。計画の策定に当たっては、優先順位を明確にし、財政シミュレーションに裏づけされた実行力ある計画となることを要望する。

2、農業集落排水事業の使用料は、現年度分と滞納繰越分を合わせ6,195万3,690円の調定に対し、37.7%に当たる2,334万4,149円の収入未済額があります。使用料負担の公平性を期するためにも、収入未済額の解消に努められるよう要望する。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告には、別冊で審議中に出された質疑応答が詳細に記載されておりますので、委員長報告に対する質疑を省略して、直ちに討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、質疑を省略いたします。

これより認定第1号から認定第5号までの討論及び採決に入ります。

初めに、日程第6、認定第1号 令和2年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、認定第1号 令和2年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号 令和2年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより日程第7、認定第2号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、認定第2号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより日程第8、認定第3号 令和2年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、認定第3号 令和2年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号 令和2年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより、日程第9、認定第4号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第9、認定第4号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより、日程第10、認定第5号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(鵜沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、認定第5号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに

決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第11、議案第1号 一宮町プロポーザル選定委員会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、議案つづりの1ページをお開きください。

議案第1号 一宮町プロポーザル選定委員会条例の制定についてご説明いたします。

本件につきましては、プロポーザル方式により受注者を決定する際、広く住民の意見を取り入れるため、その業務ごとに学識経験者を加えた委員会を設置するために必要な事項を定めるため制定するものでございます。

本委員会の設置は、第1条でございますが、業務ごとに設置するというところでございます。

それから、このプロポーザル方式というものは、第2条に定義してございます、地方自治法の規定による随意契約の締結のため、公募または指名の方法により複数の事業者から企画、技術等に関する提案を求め、その企画力、技術力等を総合的に判断した上で、最も優れた候補者の選定を行う方式を言うものでございます。

本委員会の所掌事務は、第3条でございますが、2ページをお開きください。

選定基準の策定、それから事業者の選定、その他事業者の選定に関し必要な事項を所掌するものでございます。

本委員会の組織でございますが、第4条でございます。委員15人以内で組織します。ただし、町長等が適切な人数と認める場合は、この限りではない。委嘱する委員の内訳でございますが、学識経験を有する者、それから副町長、町職員、その他町長等が必要と認める者ということになってございます。委員の任期については、委嘱または任命の日から事業者が選定される日まででございます。

本委員会では委員長を置きます。第5条でございますが、委員長は、委員の互選によって定めます。委員長は会務を総理し、委員会を代表するものでございます。

会議につきましては、第6条でございますが、委員長が招集します。そして委員長が会議の議長となるものでございます。

そして、委員には守秘義務があります。第7条でございますが、委員は、その職務上知り

得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

附則でございます。

施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。附則の2項で、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたします。報酬の表の中に「プロポーザル選定委員会委員 半日額3,500円」を加えるものでございます。

説明は以上です。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第1号 一宮町プロポーザル選定委員会条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第12、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明のほうをいたします。

まず、学校運営協議会について説明のほうをいたします。

学校運営協議会とは、教育委員会から任命された保護者や地域住民の方々などが、学校運営に関して協議する機関です。学校と地域が一体となって子供たちを慈しみ、地域とともにある学校を目指すため、これまでの学校評議員に代わり、国が導入を進めてまいります。一宮町では東浪見小学校から設置していく予定です。

今回の改正につきましては、一宮町学校運営協議会の設置及び運営に関する規則第3条第6項に規定しています「報酬及び費用弁償」について制定します。別表第1の中で、「一宮町史編さん準備委員会委員 半日額3,500円」の次に、「一宮町学校運営協議会委員 半日額3,500円」を加えるものです。

また、附則といたしまして、この条例は令和4年1月1日から施行するものです。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第13、議案第3号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第3号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案つづりの6ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、健康保険法施行令の改正を踏まえ、出産育児一時金の規定について改正を行うものでございます。

現行の出産育児一時金につきましては、基本額の40万4,000円に、産科医療補償制度の掛金1万6,000円を加算いたしまして、総額を42万円としていますが、このたび産科医療補償制度の掛金の額が令和4年1月1日から4,000円引き下げられる予定となっております。そのままでは支給総額が少なくなってしまうので、引下げ分と同額を基本額で引き上げることにより、総額の42万円を維持しようとするものでございます。

改正内容でございますが、第6条第1項で定めております出産育児一時金の基本額を、「40万4,000円」から「40万8,000円」に4,000円引き上げます。また、同項ただし書において、産科医療補償制度掛金の加算額を「1万6,000円」から「1万2,000円」に4,000円引き下げるものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和4年1月1日とし、また、経過措置といたしまして、この条例の施行日前の出産につきましては、従前の取扱いとするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第3号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、会議再開から50分程度経過をしておりますので、15分程度の休憩といたします。
会議再開は2時5分の予定です。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時05分

○議長（鶴沢一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 日程第14、議案第4号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、令和3年度一宮町一般会計補正予算（第6次）についてご説明いたします。

議案つづりの9ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億815万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億432万3,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳出から説明いたしますので、16ページ、17ページをお開きください。
主なものについて、右ページの説明欄で説明いたします。

まず、一番上の町有財産管理運営費につきましては、綱田地先の町有地の雑木の伐採に係る費用71万5,000円でございます。

次の東京五輪準備事業の49万円につきましては、東京五輪関連備品、出場選手全員のサイン入りサーフボードを展示するためのケースを購入するものでございます。

1つ飛ばしまして、交通事業者支援事業につきましては、新型コロナウイルス対策交通事業者奨励金、これは、バス、タクシー事業者2者について50万円ずつ給付するものでございまして、合計100万円でございます。

次のふるさと応援事業につきましては、寄附金が当初の見込み、1億4,000万円から決算見込み2億1,820万円に上方修正したことに伴いまして、返礼品等、経費を増額するものでございます。3,180万1,000円でございます。

2つ飛ばしまして、自立支援医療給付事業につきましては、身体障害者更生医療給付費を90万円補正するもので、透析治療による更生医療利用者が増えたためでございます。

次に、一番下の保育所運営事業でございます。こちらにつきましては、報酬の会計年度任用職員について、保育所調理員の人数と時間を増やしたことから、145万円を補正するのが主な内容でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

一番上の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業9,832万円でございます。こちらは、子供1人当たり現金5万円を年内支給とするため補正するものでございます。対象は1,952人でございます。

1つ飛ばしまして、予防接種事業でございます。副本登録対応委託料でございますが、新型インフルエンザ特措法に基づく予防接種記録システムを改修するもので、国から3分の2の補助がございます。158万6,000円の補正です。

その次の健康増進事業につきましては、やはり副本登録対応委託料でございますが、健診結果の利活用に向けた情報標準化等整備を図るためのものでございまして、物によって2分の1から3分の2の国の補助があるものでございます。金額は569万円でございます。

その次、新型コロナウイルスワクチン接種事業、4,066万9,000円につきましては、3回目の接種にかかる費用、対象は約1万人でございますが、国100%の事業でございます。ただし、その中で7の報償費、この中の医療従事者派遣謝礼につきましては、これは、今年度の4月から11月の集団接種の際に協力いただいた医療機関に謝礼を支払う分で280万円でございます。これにつきましては県の補助金が全額充てられます。

次に、21ページをお願いいたします。

上から3つ目の項目です。農業振興事業でございます。こちらは農産産地支援事業補助金でございまして、米生産者の作業効率化のため導入する機械、これを購入する費用の3分の1を補助するもので、県が100%補助するものでございます。65万3,000円でございます。

次の中小企業支援事業につきましては、新型コロナウイルス対策、中小企業給付金を支給するもので、売上げが大幅に減少した中小企業を支援するものでございます。1,264万7,000円でございます。こちらは地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次の、排水施設維持管理事業につきましては、排水機場維持補修工事、宮原排水機場の1号ポンプを修繕するもので、748万円でございます。

一番下の一宮小学校管理運営事業でございますが、遊具設置事業73万7,000円につつまし

ては、一宮小の校庭にうんていを設置するもので、寄附金を受けて実施するものでございます。

ガス供給管改修工事につきましては、9月28日にガス漏れが発生し、ガス管を引き直す費用125万4,000円を補正するものでございます。

23ページをお願いいたします。

一番下のG S Sセンター管理運営費でございますが、こちらにつきましては修繕料でございます。消火栓等防火設備を修繕するもので、55万6,000円を補正するものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。

15ページの説明欄で説明してまいります。一番上の国庫支出金の中の項目の3番目、保健衛生費負担金でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で、1,450万6,000円でございます。

その次の総務管理費補助金でございますが、地方創生臨時交付金1,264万7,000円でございます。こちらは中小企業の対策、それから交通事業運営者、バス会社、タクシー会社への交付金が含まれております。

次の子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金につきましては、子育て世帯に5万円を給付する給付金分9,760万円、それから、その下が事務費分で72万円でございます。

その次の保健衛生費補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、これが2,336万3,000円、その次に予防接種事業の副本登録委託が105万6,000円、それから健康増進事業副本登録委託料240万3,000円の合わせて2,682万2,000円でございます。

次、2つ飛ばしまして、保健衛生費補助金280万円につきましては、医療従事者派遣事業補助金でございます。こちら、集団接種時に医療従事者を派遣していただいた事業者に謝礼するものでございます。

その下の農業費補助金65万3,000円につきましては、米生産作業効率化機械購入補助に充てるものでございます。

その次の一般寄附金7,820万円につきましては、ふるさと応援寄附金でございます。

次の小学校費寄附金、それから中学校費寄附金につきましては、町内法人から寄附を頂いたもので、それぞれ89万9,000円、それから29万9,000円でございます。

一番下、繰越金につきましては、その他の財源に充てるもので、2,786万円を前年度繰越金から充てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、藤乗一由君。

○12番（藤乗一由君） 2点ほどお伺いします。

先ほどご説明のありました新型コロナワクチン接種事業に関してですけれども、3回目接種に関してということだそうですねけれども、これについてのスケジュール的なもの、対象、そういったものも含めてご説明ください。

あわせて、1・2回目が諸事情により未接種の方がいらっしゃると思いますが、その扱い等についてもご説明いただけるとありがたいです。

さらに、中小企業支援事業のほうになりますますが、これは対象250件で5万円というようなご説明が以前ございましたが、この内容についてもうちょっと詳しくご説明いただきたいと思えます。

○議長（鵜沢一男君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案つづり19ページにございますワクチン接種事業についてお答えさせていただきます。

こちらは、今後本格化する3回目接種の費用が中心となってございます。国からの指示によりまして、この先、令和4年7月までに必要となる予算を計上しております。対象は2回の接種を済まされた18歳以上の方でございます。現在のところ、長生管内におきましては、年明け、2月下旬から接種が本格化する予定となっております。ただし、接種間隔の扱いやワクチンの配分など不確定な部分がございますので、今後の進捗状況を見定め、次の3月議会では、執行が4月以降となる部分について、繰越しの措置を提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、接種方法につきましては、個別接種と集団接種の併用を想定し、今後態勢を整えてまいります。

また、補足でありますますが、これまでに一度も接種を受けていない方、こちらに関しましては、引き続き希望者は接種を受けることができますので、防災行政無線あるいはホームページ等によりまして周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案つづりの21ページをご覧ください。中小企業の支援事業の新型コロナウイルス対策中小企業給付金、こちらの内容ということなんですが、もう既に実施しております千葉県中小企業等事業継続支援金ですが、この内容につきましては、令和3年4月から10月まででいずれか一月の売上げ、こちらが令和元年あるいは昨年の令和2年度の同月と比較しまして30%以上が減少している中小企業者、そして個人事業者、こちらにつきましては農業者も含めるということに関しまして支援金が支給されております。その方々を対象に、今回町のほうで、支給された方に支援金を上乘せ支給し、事業継続の支援を行うものです。ただし、営業時間短縮等によりまして、飲食店への協力金等が既に支払われております。そういった協力金を受給された方は今回の支援金から除かれる、対象外となりますので、それらを除いた事業者数約250を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（鶴沢一男君） ほかにありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第4号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢一男君） 次に、日程第15、同意案第1号 一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第1号 一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めるこ

とに關しましてご説明を差し上げます。

議案つづり28ページをご覧くださいませ。

本案は、教育長の任期が令和3年1月31日に満了することを受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づき、教育長に、宮原区にお住まいの藍野和郎さんを任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

藍野さんの略歴につきましては、お手元の資料をご覧くださいませ。

平成31年2月1日から現在まで、一宮町教育委員会教育長として、優れた見識と確かな教育信条を持ち、児童・生徒の学力向上と学習環境向上に意欲的に取り組まれ、中学校普通教室へのエアコン設置や小・中学校情報通信ネットワーク環境整備、児童・生徒1人1台端末整備等の教育環境の充実や小学校水泳指導外部委託を実施されるなど、新型コロナウイルスの影響により様々な活動や学校生活が制限された昨今において、ICTの活用や各学校の特性を生かした学びの環境づくりにご尽力いただいております。また、オリンピック・パラリンピック活用教育や、オリンピックサーフィン競技学校観戦事業などにも積極的にのお力添えをいただきました。

社会教育においては、一宮町史編さん準備委員会を発足させ、長年の検討事項であった一宮町史の再編さんに向けスタートを切ることができました。

また、地域連携として、地域住民の皆様から学習指導員を募集して、小学生への算数指導を行うサタデースクール授業や、学校の部活動と一宮町スポーツ協会の支援などにも取り組み、町の児童・生徒は輝かしい成績を残しております。

このように、町の教育振興に精力的に取り組まれたこれまでのご功績を踏まえ、教育長として適任であると考えますので、2期目の議会同意をお願い申し上げたく上程するものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入りますが、人事案件の質疑、討論に当たっては、個人の私生活にわたる言動など、プライバシーに関することや非礼な言葉を使用することのないよう、十分注意をお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） ただいまの、教育長の任期が来年の1月31日で、引き続きもう3年、後へ任期ということなんですか。その辺をお願いします。

○議長（鵜沢一男君） 質問に対する答弁を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） 任期は、またその後3年更新するものでございます。

○議長（鵜沢一男君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、同意案第1号 一宮町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は、会議規則第80条に基づき投票により採決を行います。

この採決は、無記名で投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（鵜沢一男君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番、小安博之君、7番、袴田 忍君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載を願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（鵜沢一男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢一男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（鶴沢一男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、1番の議員から順次投票を願います。

（投票）

○議長（鶴沢一男君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

6番、小安博之君並びに7番、袴田 忍君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（鶴沢一男君） 開票結果を申し上げます。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 12票

反対 0票

以上のとおり賛成多数です。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

◎閉会の宣告

○議長（鶴沢一男君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年第4回一宮町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 2時33分